

地域材利活用促進支援対策

【15,541百万円】

対策のポイント

消費税率引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、林業・木材産業の成長産業化を図るため、地域材を使用した住宅・製品等へのポイント付与を通じて地域材の需要を喚起する取組や、中高層建築物での利用が期待できるCLT（直交集成板）等の開発・普及を加速化させるための取組を支援します。

<背景/課題>

- ・「森林・林業基本計画」に掲げられている「平成32年の木材自給率50%」の実現を目指すとともに、森林資源が豊富な山村地域の振興を図るためには、年々増加し、本格的な利用期を迎えている森林資源の利用を拡大していくことが大変重要です。
- ・消費税率引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、住宅・製品等における地域材の需要を喚起する取組や、CLT等新製品・新技術の開発・普及を通じた木材需要を創出する取組等を支援し、林業・木材産業の成長産業化を図ることが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,041万m³(24年度)→3,900万m³(32年度)）
- 地域材の需要喚起による木材関連産業の活性化と木材価格の安定

<主な内容>

(1) 木材利用ポイント事業

15,000百万円

対象となる木材を活用した木造住宅の建築、内装・外装木質化、木材製品等の購入の際に、木材利用ポイントを発行し、地域の農林水産品との交換等を行う取組を実施します。

実施に当たっては、基金設置団体、全国事務局を設置し、都道府県ごとに設置した協議会と連携して、ポイント申請受付、発行、商品交換などを行います。

※ ポイントの発行対象は、木造住宅の新築・増築又は購入、内装・外装木質化工事、木材製品（対象となる木材を過半使用するほか、一定の要件を満たすもの）、木質ペレットストーブ・薪ストーブです。

（補助率：定額）
事業実施主体：公益社団法人国土緑化推進機構

(2) CLT等新製品・新技術利用促進事業

541百万円

中高層建築物での利用が期待できるCLT（直交集成板）等新製品・新技術の開発・普及を加速化するための強度データ収集等を支援します。

（委託費）
事業実施主体：民間団体

<関連対策>

CLT等新製品・新技術実証・展示加速化事業（森林整備加速化・林業再生事業）

53,945百万円の内数

中高層建築物での利用が期待できるCLT（直交集成板）を活用した建築物の実証・展示等を支援します。

（補助率：1/2）
事業実施主体：都道府県

（お問い合わせ先：
（1）の事業 林野庁木材利用課（03-6744-2496）
（2）の事業 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

地域材利活用促進支援対策(木材利用ポイント事業)

〈木材利用ポイント事業の対象〉

対象となる木材を活用する等、一定の基準を満たす以下のもの

①木造住宅の新築等

1棟あたり30万ポイント
(※東日本大震災の特定被災区域の住宅であって、「全壊」等と認定された場合は、1棟あたり50万ポイント)



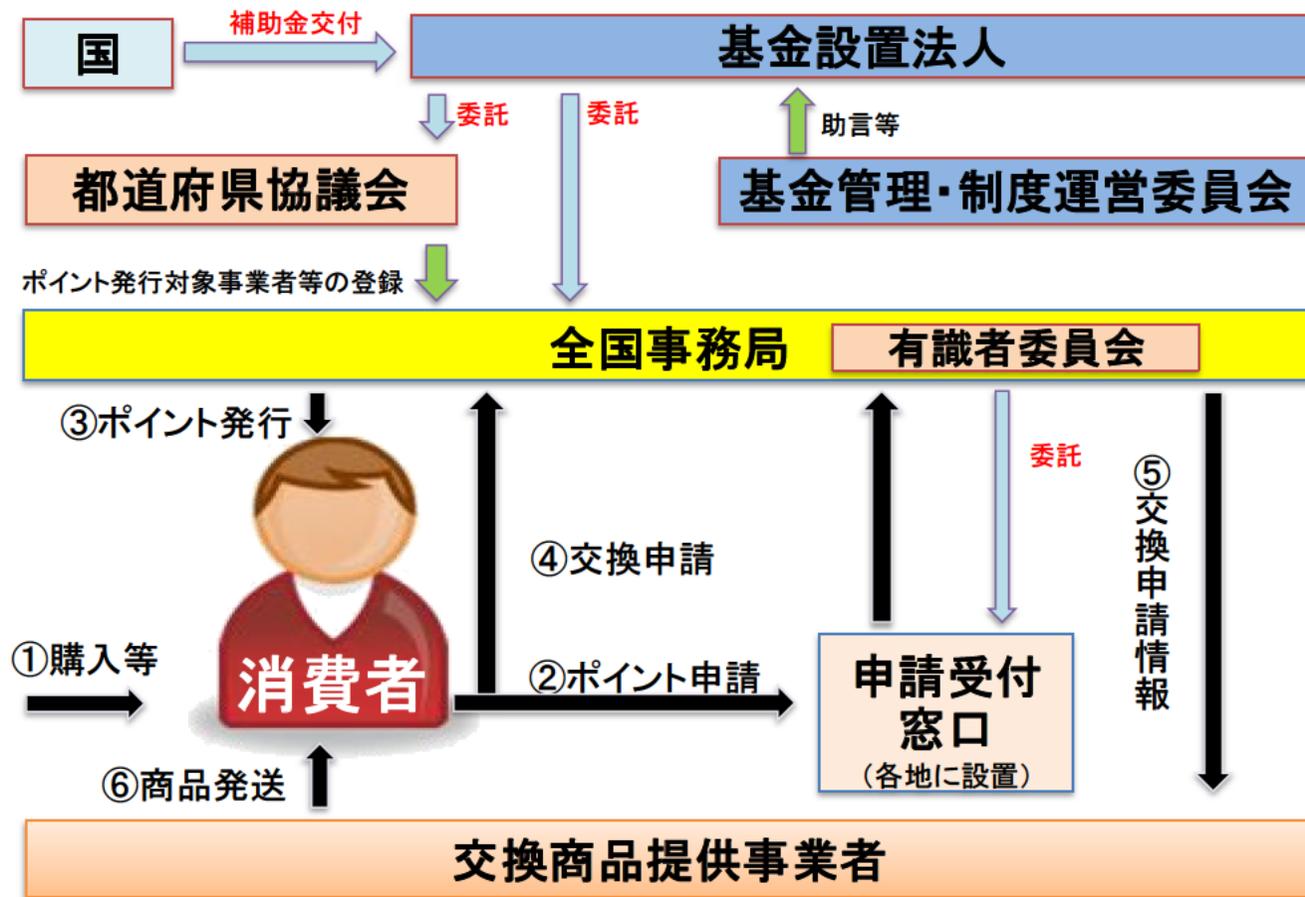
②内装・外装の木質化

内装及び外装木質化工事の合計ポイント付与数の上限は30万ポイント



③木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ

1製品あたりのポイント付与数の上限は10万ポイント
(各製品のポイント付与数は、事務局HPで公表)



- ①地域の農林水産品等
 - ②農山漁村及び森林における体験型旅行
 - ③地域商品券、全国商品券等(森林づくり等に対する寄附つき)
 - ④森林づくり・木づかい活動に対する寄附
 - ⑤被災地に対する寄附
 - ④即時交換
- ※全国商品券(農林水産品関連商品券を除く。)及び即時交換は付与ポイント数の50%を上限

